

倫理規定

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会（以下、「協会」という）の会員は、ターンアラウンド、危機管理、企業再生に伴う業務に従事する者として、最高水準のプロ意識、誠実さ、能力を示す義務を負っている。

事業再生業務における取引は多様で、多面的で、時に複雑であるため、いかなる状況の下においても適正な行動を規定する一連の規則を提示することは不可能である。しかし、指針と透明性を規定するために、以下の通り倫理規定を定める。

本規定は規範と倫理基準からなっている。規範は広範な行動原則である。倫理基準（以下、「E.S.」という）は、専門的な業務遂行において会員が目指すべきより具体的な目標である。

規範 I

一般責務

会員は、ターンアラウンド、危機管理、企業再生の業務についての知識を維持、向上させ、その業務を尊重し、その発展に貢献しなければならない。

E.S. 1.1 公的資格に関する法令遵守

会員は、公的資格を必要とする業務を資格なしで行ってはならない。

E.S. 1.2 最善尽力義務

会員は、職務上必要な知識と技術の向上に努め、業務遂行にあたっては、最善を尽くし十分な能力を発揮するよう努めなければならない。

E.S. 1.3 法令遵守

会員は、業務の遂行にあたって、法令を遵守する。

E.S. 1.4 基本的人権の尊重

会員は、業務の遂行にあたって、基本的人権を尊重する。

E.S. 1.5 継続教育

会員は、職務上の知識の向上のために、教育プログラムに参加しなければならない。

規範 II

顧客に対する義務

会員は、能力を発揮し、専門家として顧客に奉仕しなければならない。また、会員は顧客のために偏見を持たず公平な判断をしなければならない。

E.S. 2.1 業務上の責任

(A) 会員は自己の能力を十分に発揮し契約を履行することを約さなければならない。

(B) 会員は、顧客が契約の目的、範囲、アプローチ、料金体系に合意しない限り契約を進めてはならない。

(C) 会員は、時間的制約により履行することが困難であると見込まれる契約を受けてはならない。

E.S. 2.2 独立性

(A) 会員は顧客に対してのみ義務を負い、客観性を損なうような他の者からの影響に左右されず、独立性を保持するよう努めなければならない。

(B) 会員は、契約の受諾に先立って、潜在的な利害関係を含め金銭的な利害関係を有する場合には、顧客にこれを開示しなければならない。

また、すでに利害関係を有する業務または取引を行っている場合には、顧客にこれを開示しなけれ

ばならない。

(B) 会員は、業務に際し、利害関係の相反を回避しなければならない。

E.S. 2.3 能力

会員は、自己または所属する組織の能力を著しく超えた業務を受けてはならない。

E.S. 2.4 率直性と真実性

(A) 会員は、業務を実施するにあたって、達成可能な結果について、現在の顧客または顧客となる可能性のある者に対して、意図的または不注意に事実と反するような誤解を与えてはならない。

(B) 会員は、非現実的または実行不可能な解決策を提案または推奨してはならない。また、会員の提案を実行したことにより生じる可能性のある波及効果は、顧客に伝えなければならない。

E.S. 2.5 守秘義務

(A) 会員は、顧客についての秘密情報を洩らしてはならない。また、そうした情報を利用してはならない。

(B) 会員は、顧客の同意を得ずに、その顧客のために作成した独占的な情報を他の顧客のために用いてはならない。

E.S. 2.6 成功報酬

会員は、成功報酬を受け取ることができる。

E.S. 2.7 株式の所有

(A) 協会は、経営不振にある顧客企業の株式の所有に関する問題を認識している。

(B) 会員は、会員が顧客に対して直接または間接的に金銭上の利害を有する場合は、顧客の債権者や株主に対して、適切な時期にこれを開示しなければならない。また、顧客企業の株式を譲渡する場合または追加で取得する場合には、顧客との契約に先立って行わなければならない。また、契約の過程で行ってはならない。

(C) 経営不振にある顧客企業の株式の持分において、会員が顧客企業の支配権を得るに至る場合は、契約に着手する前に、株式取得の状況を書面に記載し、合意しなければならない。

また、会員の関係者が所有する株式の持分は、会員が直接所有する持分と合算して、会員が顧客を支配することが可能かどうかを判断しなければならない。

会員が取得する顧客企業の株式持分に関する交渉内容や文書について、顧客の弁護士から法的助言を受けるよう顧客に対し主張しなければならない。

規範 III

職務および他の会員に対する責務

会員は、職務において、誠実さと品位を守らなければならない。

E.S. 3.0 他の会員に対する責務

E.S. 3.1 会員は、誠実に行動し、当協会の目的と活動を支えることによって、事業再生関連の職業を発展させる責任を負う。

E.S. 3.2 会員は、他の会員から金銭的動機付けと引き換えに、顧客について述べてはならない。

E.S. 3.3 会員は、顧客を他の会員に紹介する場合には、その会員の能力について何らかの確約をしてはならず、また、事実を曲げて述べてはならない。

E.S. 3.4 会員は、契約のために、自己の能力や実績について、事実を曲げて述べてはならない。

E.S. 3.5 会員は、契約について競合する他の会員を誹謗中傷してはならない。

E.S. 3.6 会員は、協会の会員であることをもって、何らかの資格または能力を有しているとの誤解を与えてはならない。ただし、協会が認定する資格を取得した者はこの限りではない。

E.S. 3.7 会員は、自らが本倫理規定を遵守することを宣言する。